

新旧対照表

高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>本文 第1条～第3条（略）</p> <p>（補助金の交付の申請<u>手続</u>）</p> <p>第4条 <u>規則第3条第1項及び第2項の申請書並びに関係書類の様式は、それぞれ別記第1号及び第1－2号から第1－5号までによるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（補助金の交付の決定の<u>通知</u>）</p> <p>第5条 知事は、<u>規則第3条及び</u>前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、<u>当該</u>補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>第6条（略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 <u>補助金の交付の目的を達成するため</u>、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、間接補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない<u>こと</u>等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p>	<p>本文 第1条～第3条（略）</p> <p>（補助金の交付の申請<u>等</u>）</p> <p>第4条 <u>補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（補助金の交付の決定）</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>第6条（略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 補助事業者は、<u>補助金の交付の目的を達成するため</u>、<u>次の各号</u>に掲げる事項を遵守するとともに、間接補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第9条 <u>規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、</u>補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。</p> <p>2 <u>補助事業者は、</u>第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した<u>場合</u>は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった<u>とき</u>は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業者は、</u>第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付<u>を</u>申請した<u>場合</u>は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した<u>とき</u>は、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により知事に報告するとともに、<u>当該金額を知事に返還</u>しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第11条 補助事業者<u>は</u>、規則第14条の規定に基づく補助金の概算払を受け</p>	<p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第9条 <u>補助事業者は、補助事業が完了したときは、</u>別記第3号様式による<u>実績報告書を、</u>補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。</p> <p>2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した<u>補助事業者</u>は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった<u>場合</u>は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付<u>の</u>申請をした<u>補助事業者</u>は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税<u>及び地方消費税</u>の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した<u>場合</u>は、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、<u>知事の返還命令を受けて、これ</u>を返還しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第11条 補助事業者<u>が</u>、規則第14条<u>ただし書</u>の規定に基づく補助金の概算</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 156 1106 236">ようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="107 304 412 336">第12条～第15条（略）</p> <p data-bbox="125 405 282 437"><u>（県内発注）</u></p> <p data-bbox="107 456 1106 536"><u>第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="125 604 297 636">（情報の開示）</p> <p data-bbox="107 655 282 687">第17条（略）</p> <p data-bbox="125 756 208 788">（委任）</p> <p data-bbox="107 807 282 839">第18条（略）</p> <p data-bbox="107 908 199 940">附 則</p> <p data-bbox="107 959 208 991">1（略）</p> <p data-bbox="107 1010 1106 1185">2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号<u>まで</u>、第9号第3項、第10条、第13条、第14条<u>並びに</u>第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="107 1254 282 1286">附 則（略）</p> <p data-bbox="107 1355 199 1386"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="136 1406 752 1437"><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1182 156 2136 236">払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1131 304 1435 336">第12条～第15条（略）</p> <p data-bbox="1149 405 1249 437"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1149 604 1321 636">（情報の開示）</p> <p data-bbox="1131 655 1305 687">第16条（略）</p> <p data-bbox="1149 756 1232 788">（委任）</p> <p data-bbox="1131 807 1305 839">第17条（略）</p> <p data-bbox="1131 908 1223 940">附 則</p> <p data-bbox="1131 959 1232 991">1（略）</p> <p data-bbox="1131 1010 2130 1185">2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号、第9条第3項、第10条、第13条、第14条<u>及び</u>第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="1131 1254 1305 1286">附 則（略）</p> <p data-bbox="1149 1355 1249 1386"><u>（新設）</u></p>

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
補助対象 経費	補助率等	補助対象 経費	補助率等
(略)	<p>【補助率】 20分の1以内。ただし、<u>以下の者</u>を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p><u>1 新規漁業就業者（※2）</u> <u>2 新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（以下「新規参入養殖業者」という。）（※3）</u> <u>3 遊休漁場（※4）において新たに定置網漁業を開始しようとする者（以下「新規参入定置網漁業者」という。）（※5）</u></p> <p>【補助上限額（※7）】1漁業者あたり250万円。ただし、<u>新規参入養殖業者（※3）及び新規参入定置網漁業者（※5）</u>のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円とする。</p> <p>【補助対象】漁船取得・改修費における補助対象は、総トン数10トン未満の漁船に限る。ただし、漁船の借受者が<u>新規参入養殖業者（※3）及び新規参入定置網漁業者（※5）</u>については、この限りでない。</p>	(略)	<p>【補助率】 20分の1以内。ただし、<u>新規漁業就業者（※2）及び新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）</u>を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額（※4）】1漁業者あたり250万円。ただし、<u>新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）</u>のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円とする。</p> <p>【補助対象】漁船取得・改修費における補助対象は、総トン数10トン未満の漁船に限る。ただし、漁船の借受者が<u>新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者（※3）</u>については、この限りでない。</p>
<p>※1～3（略）</p> <p><u>※4 「遊休漁場」とは、本事業活用時点で定置網が敷設されていない海面のことをいう。</u></p> <p><u>※5 「遊休漁場において新たに定置網漁業を開始しようとする者」とは以下の全てを満たす者とする。</u></p> <p><u>（ア）定置網漁業権、第二種共同漁業権、知事許可のいずれかにより、定置網漁業を営んでいる者又は営もうとする者。ただし、既に定置網</u></p>		<p>※1～3（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>漁業を営んでいる者においては、ポジティブ・アクションに取り組む者（※6）に限る。</u></p> <p><u>（イ）遊休漁場で開始する定置網において3人以上を雇用する者</u></p> <p><u>※6 「ポジティブ・アクションに取り組む者」とは、国が男女共同参画社会の実現や雇用機会の均等に向けて推進する施策の一環として、厚生労働省が公表しているポジティブ・アクションの取組事例を参考に、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から生じる男女労働者間の格差を解消しようと、自主的かつ積極的に取り組む又は取り組もうとする者のことをいう。</u></p> <p>※7 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、<u>新規参入養殖業者及び新規参入定置網漁業者</u>のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別表第2～3（略）</p> <p><u>別記</u></p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付申請書</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者のうち、法人以外は500万円、法人は2,000万円）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別表第2～3（略）</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p><u>年度</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付申請書</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">市町村名</p> <p style="text-align: center;">高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施計画変更（中止）承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第8条の規定により、<u>関係書類を添えて下記のとおり変更(中止)の承認を申請します。</u></p> <p>以下（略）</p> <p>第3号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p style="text-align: center;">高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業が完了しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、<u>関係書類を添えて下</u></p>	<p style="text-align: center;">市町村名</p> <p style="text-align: center;"><u>年度</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施計画変更（中止）承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました<u>年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出</u>事業について、<u>下記のとおり変更（中止）したいので、</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第8条の規定により、<u>その</u>承認を申請します。</p> <p>以下（略）</p> <p>第2号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p style="text-align: center;"><u>年度</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました、<u>年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業を下記のとおり実施</u>しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 156 416 188"><u>記のとおり</u>報告します。</p> <p data-bbox="107 204 237 236">以下（略）</p> <p data-bbox="107 352 562 384">第3－2号～第3－4号様式（略）</p> <p data-bbox="107 501 443 533">第4号様式（第9条関係）</p> <div data-bbox="869 552 1077 632" style="text-align: right;"> 番 号 年 月 日 </div> <p data-bbox="136 751 551 783">高知県知事 様</p> <p data-bbox="752 847 869 879">市町村名</p> <p data-bbox="416 948 801 979">年度消費税控除税額等報告書</p> <p data-bbox="107 1046 1106 1230"> 年 月 日付け高知県指令 第 号で<u>補助金</u>の交付の決定<u>通知</u>がありました<u>事業</u>について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、<u>関係書類を添えて</u>下記のとおり報告します。 </p> <p data-bbox="107 1246 237 1278">以下（略）</p> <p data-bbox="107 1394 461 1426">第5号様式（第11条関係）</p> <div data-bbox="869 1445 1077 1477" style="text-align: right;"> 番 号 </div>	<p data-bbox="1135 156 1995 188">助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。</p> <p data-bbox="1135 204 1265 236">以下（略）</p> <p data-bbox="1135 352 1585 384">第3－2号～第3－4号様式（略）</p> <p data-bbox="1135 501 1471 533">第4号様式（第9条関係）</p> <div data-bbox="1888 552 2096 632" style="text-align: right;"> 番 号 年 月 日 </div> <p data-bbox="1164 751 1579 783">高知県知事 様</p> <p data-bbox="1776 847 1892 879">市町村名</p> <p data-bbox="1440 948 1825 979">年度消費税控除税額等報告書</p> <p data-bbox="1135 1046 2134 1230"> 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました<u>年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金</u>について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。 </p> <p data-bbox="1135 1246 1265 1278">以下（略）</p> <p data-bbox="1135 1394 1489 1426">第5号様式（第11条関係）</p> <div data-bbox="1888 1445 2096 1477" style="text-align: right;"> 番 号 </div>

改正後	改正前
<p>第 6 号様式 (第 12 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p style="text-align: center;">高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業繰越承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました<u>事業</u>について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、<u>関係書類を添えて下記のとおり</u>繰越の承認を申請します。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第 6 号様式 (第 12 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p style="text-align: center;"><u>年度</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業繰越承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました<u>年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業</u>について、<u>下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので</u>、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、繰越の承認を申請します。</p> <p>以下 (略)</p>
<p>第 7 号様式 (第 12 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p>第 7 号様式 (第 12 条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="136 156 551 188">高知県知事 様</p> <p data-bbox="750 255 871 287">市町村名</p> <p data-bbox="501 354 712 386">年度終了報告書</p> <p data-bbox="107 453 1106 635">年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業について、 年度の事業を完了しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、<u>関係書類を添えて下記のとおり</u>報告します。</p> <p data-bbox="107 651 239 683">以下（略）</p> <p data-bbox="107 798 551 829">第 8 号様式（第 13 条第 1 項関係）</p> <p data-bbox="866 849 1077 932">番 号 年 月 日</p> <p data-bbox="136 1046 551 1078">高知県知事 様</p> <p data-bbox="750 1145 871 1177">市町村名</p> <p data-bbox="210 1244 1003 1276">高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業利用状況等報告書</p> <p data-bbox="107 1343 1106 1474">年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、<u>関係書類を添えて</u>下記のとおり</p>	<p data-bbox="1158 156 1572 188">高知県知事 様</p> <p data-bbox="1771 255 1892 287">市町村名</p> <p data-bbox="1523 354 1733 386">年度終了報告書</p> <p data-bbox="1128 453 2128 635">年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました <u>年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出</u>事業について、 年度の事業を完了しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により報告します。</p> <p data-bbox="1128 651 1261 683">以下（略）</p> <p data-bbox="1128 798 1572 829">第 8 号様式（第 13 条第 1 項関係）</p> <p data-bbox="1888 849 2098 932">番 号 年 月 日</p> <p data-bbox="1158 1046 1572 1078">高知県知事 様</p> <p data-bbox="1771 1145 1892 1177">市町村名</p> <p data-bbox="1200 1244 2060 1276"><u>年度</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業利用状況等報告書</p> <p data-bbox="1128 1343 2128 1474">年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました <u>年度高知県水産業成長産業化沿岸地域創出</u>事業について、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第 13 条第</p>

改正後	改正前
<p>り報告します。 以下（略）</p> <p>第9号様式（第13条第<u>3</u>項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業の利用内容の変更について</p> <p><u>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知 がありました事業について、</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第13条第<u>3</u>項の規定により、利用内容を変更しましたので、<u>関係書類を添えて下記のとおり</u>報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>事業実施年度</u></p> <p><u>2 事業実施主体</u></p>	<p>1項の規定により下記のとおり報告します。 以下（略）</p> <p>第9号様式（第13条第<u>2</u>項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">市町村名</p> <p>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業の利用内容の変更について</p> <p>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第13条第<u>2</u>項の規定により、<u>下記のとおり</u>利用内容を変更しましたので、報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>対象事業</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>事業実施年度</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>事業実施主体</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>導入漁船・漁具等</u></p>

改正後	改正前
<p><u>3</u> 導入漁船・漁具等</p> <p><u>4</u> 変更年月日</p> <p><u>5</u> 変更の理由</p> <p><u>6</u> 変更の内容</p> <p><u>7</u> 添付書類 (1)～(2)(略)</p> <p>第10号様式(第14条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">市町村名</p> <p style="text-align: center;">漁船・漁具等の被災等の報告について</p> <p><u>年 月 日</u>付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業により取得した漁船・漁具等が、 により被災しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第</p>	<p><u>2</u> 変更年月日</p> <p><u>3</u> 変更の理由</p> <p><u>4</u> 変更の内容</p> <p><u>5</u> 添付書類 (1)～(2)(略)</p> <p>第10号様式(第14条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">市町村名</p> <p style="text-align: center;">漁船・漁具等の被災等の報告について</p> <p><u>年度</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業により取得した漁船・漁具等が、 により被災しましたので、高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告し</p>

改正後	改正前
14条の規定により、 <u>関係書類を添えて</u> 下記のとおり報告します。 以下（略）	ます。 以下（略）